

2022年4月1日

土木本部社員の皆様へ

土木本部長

完全週休2日制の導入に向けた企業の取組

(2022年4月1日からの完全週休2日制導入の実施について)

建設業の【時間外労働時間の上限規制】の猶予期間が2024年3月31日となっておりますが、実質的には過去6か月の平均時間外労働の規定により6か月前の2023年10月1日から影響をうける事となり、今後2年余りの期間で当社も働き方改革への対応・対策を実施しなければならない待ったなしの状態となっております。

現在、土木本部では、2021年8月1日から開始しました4週6休制度を(各月の土曜日の内2回を休日とする。)経由して2021年11月10日付で社員の皆様に通知しました土木本部全社員を対象にした全作業所及び本社を対象に現場閉所による【完全週休2日制の導入実施(各月の土曜日を全て休日とする。)】を【2022年4月1日】より開始いたします。

この制度は、受注者希望型にて4週8休、4週7休、4週6休による経費の割増を目的とした措置ではなく、あくまでも建設業の働き方改革の長時間労働の是正を目的としたものです。

この完全週休2日制の導入実施には、各作業所における完全週休2日制導入を考慮した工程管理及び請負契約締結時の協力業者への全土曜日の現場作業休業の説明が必要となりますが、今月からの完全週休2日制完全実施を考慮の上、働き方改革の中で社員の皆様の土曜日、日曜日の意識の変革をお願いするものです。